低入札価格調査の実施方法及び調査項目に係る資料の提出期限等について

富山県では、このほど、県発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札における低入札価格調査について、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

１　実施方法

（１）低入札価格調査においては、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、工事等（県発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務をいう。以下同じ。）に係る実際の収入及び支出を表したものであるか等を確認します。

（例１）工事等の施工（履行）に必要となるすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負（委託）代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事等の施工（履行）に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認します。

（例２）計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算しているか、下請業者による施工（履行）を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事等を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認します。

（２）（１）の調査によって、工事等の施工（履行）に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されますが、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事等の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認します。

２　提出期限等

（１）低入札価格調査の調査項目に係る資料の提出期限

　　　○建設工事　　　　　　　・・・低入札価格調査の開始を通知した日の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

　　　○建設工事に係る委託業務・・・開札日の翌日から起算して３日以内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）資料提出後の再提出は認めません。

（３）計上する金額の計数的根拠が合理的であること等が県で確認できない場合に資料の追加提出を求めます。この場合の追加資料の提出期限は、資料の追加提出を求めた日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとします。

３　適用時期

　　平成２９年４月１日以降に公告又は指名通知を行う建設工事及び建設工事に係る委託業務から適用します。

【問合せ先】

富山県土木部管理課　入札･契約係

TEL　076-444-3309